

計画主体名	栃木県大田原市・栃木県		
計画期間 実施期間	平成25年度～平成29年度 平成25年度～平成25年度	総事業費（交付金）	46,000千円（23,000千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	■	活性化計画目標は、農業所得を増大し農業経営の安定による離農及び人口流出を抑制することで地区の定住を促進するものであり、また、事業活用活性化計画目標は、農業所得の増大を図るための良好な生産環境を、17.2haの農業生産基盤の整備により創出するものであることから、法律及び同法に基づき定められた基本方針に適合するものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	■	大田原市レインボープラン基本計画に農業振興の政策4「農業生産基盤の整備」が策定されており、更に「生態系に配慮した農業農村整備（農道整備）」がある。その中の主要事業として「農産物を安全に効率的に集出荷出来る物流体制の充実、また農村地域住民のくらしの向上等のために農道整備を実施する」と位置づけられており、連携が図られている。 また、大田原農業振興地域整備計画書における農業生産基盤の整備開発計画に「さらなる輸送時間の短縮による生産コストの縮減や荷傷み防止による高品質な農産物生産を目指し、農道の整備を推進する」と位置付けられ調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	■	地元関係者からの要望を基に事業計画化しているため、合意形成上問題無い。 また、金田北部地区事業推進協議会等により女性の意見や提案を確認している。

事業の推進体制は確立されているか	■	土地改良区、地元自治会に事業計画についての説明を行っており、事業推進体制として地区農家で組織される金田北部土地地区総会において事業実施に対しての了解が得られているとともに、金田北部地区事業推進協議会を組織し、事業の円滑な実施が図れる体制を整えている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	■	農業基盤の整備により営農条件が改善され、農業従事者の意欲を上げて安定した農業経営の持続を図る。 また、これにより定住等が促進されるため、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	■	同様な事業における過去の施工実績から事業期間は1年、計画期間は農家戸数の減少を抑制する目標の性質から、比較的長い期間の動向により判断するため標準計画期間の5年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	■	範囲内である。 $46,000\text{千円} \times 1/2 = 23,000\text{千円}$

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	■	経営品目の推移動向に応じた農業輸送条件整備のため、新たに農道整備を行うものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	■	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別記」により、「アスファルト舗装の耐用年数は10年」となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	■	土地改良事業費用対効果分析指針に基づいた「新たな土地改良の効果算定マニュアル」により算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	■	投資効率 1.14
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	■	本事業は、要件類別7に該当し、事業実施主体は大田原市である。事業規模は、17.2haで要件の5ha以上を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	■	整備路線の受益農家戸数は、22戸と多数におよび市が事業実施主体となって整備するものであり、個人に対する交付ではない。 また、事業内容が基盤整備であり、目的以外に使用されることはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。

近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	■	近隣の小滝地区で実施したC B R等を参考に、土地改良工事標準積算基準及び栃木県の単価に基づき算定した。このため、過大な積算となっていないと判断した。
建設・整備コストの低減に努めているか	■	再生材（R C材）を利用することによりコストの低減を行う計画である。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	■	路線内の危険箇所について安全施設としてガードレール等を必要最小限の規模で計上する。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	■	損耗した砂利敷の農道整備を行うことで軽量軟弱野菜の荷傷み防止や集出荷時間の短縮が図られる。 また、JAなすの中央ライスターミナルやJAなすの青果物総合集出荷場へ区域農家がアクセスするために当路線が不可欠である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	該当なし。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	■	事業実施主体である大田原市において、予算化されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	■	入札方式は、一般競争入札方式による。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	■	管理は、道路法16条に準拠し大田原市が行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	収支を伴うものではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。